

参考 2

調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

(3) 調査の期日

平成14年商業統計調査は、平成14年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施することとしている。

(4) 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号）による「大分類」- 卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

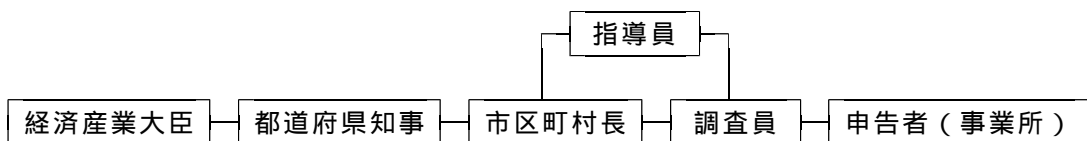
ただし、次に掲げる事業所は調査の対象から除かれる。

駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、有料施設内の事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査の対象とする。）

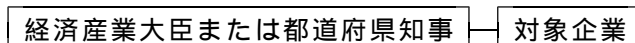
休業中、開店準備中、清算中、または季節営業で、調査期日に専従の従業員がいない事業所

(5) 調査の経路

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



(6) 調査項目

事業所の名称及び電話番号

事業所の所在地

経営組織及び資本金又は出資金額
本店又は支店の別並びに本店の所在地及び電話番号
事業所の開設時期
従業者数
年間商品販売額及びその他の収入額
年間商品販売額の販売方法別割合
商品手持額
年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合（小売業のみ）
営業形態（小売業のみ）
売場面積（小売業のみ）
営業時間（小売業のみ）
来客用駐車場の有無及び収容台数（小売業のみ）
経営形態（小売業のみ）
年間商品仕入額の仕入先別割合（法人事業所のみ）
年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（法人事業所のみ）
企業の事業所数等（法人事業所のみ）
イ 企業全体の業種区分
ロ 商業事業所数
ハ 従業者数
ニ 年間商品仕入額
ホ 年間商品販売額
ヘ 電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合